郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（兼業）

第十八条の二　国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することについては、総務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認められる場合のほかは、法第六十三条第二項ただし書の規定により、これを承認することができない。

一　郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。

二　郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。

三　郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。

第二十六条中「（変更に係る場合に限る。）」を削る。

第二十七条第一項中「毎事業年度終了後四月以内に」の下に「、別記様式第五による報告書を総務大臣に提出することにより」を加え、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「会社の」の下に「主たる」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあっては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をいい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあっては万国郵便条約第十三条に規定する通常郵便物及び小包郵便物並びにＥＭＳ郵便物（同条約第十六条に規定するＥＭＳ業務の条件に従って運送される郵便物をいう。別記様式第五において同じ。）に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。

3　前項の場合において、会社は、当該方法に基づき作成する営業収益及び営業費用の整理に関する計算方法を記載した書類を総務大臣にあらかじめ提出しなければならない。

4　会社は、別記様式第五が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人による証明書を得るとともに、第一項の報告の際に、当該証明書を総務大臣に提出しなければならない。

第三十九条第二号中「地域及び」を削る。

第三十二条第八項第三号を次のように改める。

三　郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行すること。

別記様式第四の次に次の様式を加える。

別記様式第五（第二十七条関係）

郵便事業の収支の状況に関する報告書

年　月　日から

年　月　日まで

（単位　円）

郵便の業務の別	郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	第一種郵便物			
	第二種郵便物			
	第三種郵便物			
	第四種郵便物			
	特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものとした郵便物			
	特殊取扱（法第四十四条第二項に規定するものとした郵便物			
	小計			
国際郵便業務	通常郵便物			
	小包郵便物			
	ＥＭＳ郵便物			
	小計			
合計				

（整理方法）

1　郵便物の種類等ごとの営業収益及び営業費用として特定できるものは、それぞれの郵便物の種類等に直接整理すること。

2　複数の郵便物の種類等に関連する営業費用は次の基準によりそれぞれの郵便物の種類等に整理すること。

(1)　営業原価

人　件　費　複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、郵便物の種類等に係る業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比又は作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

燃　料　費　車両を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

車　両　修　繕　費　車両を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

減　価　償　却　費　関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

施　設　使　用　料　賃貸施設を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

租　税　公　課　関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

集配運送委託費　集配運送委託契約に基づき委託する業務において取り扱わせる件数の比又は体積の比